◎被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 新旧対照表

〇被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)(本則関係)

| 改正案 | D被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)(本則関係) |
|-----|--------------------------------|
| 現行 | (傍線部分は改正部分) |

第二条 (定義) この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該 第二条 (定義) この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該

被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯で

あって次に掲げるものをいう。

各号に定めるところによる。

(略)

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

口 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はそ

の居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による めに必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに 危険を防止するため必要があること、 当該住宅に居住するた

体されるに至った世帯 準ずるやむを得ない事由により、 当該住宅を解体し、

又は解

当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な

状況が継続することその他の事由により、 が居住不能のものとなり、 かつ、 その状態が長期にわたり継 その居住する住宅

続することが見込まれる世帯

= 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、

> (同上) 略)

各号に定めるところによる。

1 (同上)

口

ハ (同上)

二 (同上)

基礎

基

(同上)

いう。)

いう。)

いう。)

いう。)

から二までに掲げる世帯を除く。)
ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯(ロ

ホ

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 (略)

2 百万円 する者の数が一である世帯 えた額とする。 が次の各号に掲げる世帯であるときは、 でのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、 を除く。 被災世帯 (大規模半壊世帯にあっては、 以下この条において同じ。)のうち前条第二号イからニま (被災世帯であって自然災害の発生時においてその属 (第七項において「単数世帯」という。) 百万円) 当該各号に定める額を加 に、 当該被災世 帯

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 四百万円

困難であると認められる世帯(ロからニまでに掲げる世帯をむ相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、

多< 一

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 (略)

2 万円 する者の数が一である世帯 えた額とする。 が次の各号に掲げる世帯であるときは、 でのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、 を除く。 被災世帯 (大規模半壊世帯にあっては、 以下この条において同じ。)のうち前条第二号イからニ (被災世帯であって自然災害の発生時においてその属 (第七項において「単数世帯」という。) 五十万円) 当該各号に定める額を加 に、 当該被災 世 ま 帯 百

その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

- 二 その居住する住宅を補修する世帯 二百万円
- 三号)第二条第二号に規定する公営住宅(第五項第三号におい三 その居住する住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十

て「公営住宅」という。)を除く。)を賃借する世帯

百万円

3

前項の規定にかかわらず、

同項に規定する被災世帯が

同

0

自

- 3 世帯主に対する支援金の額は、 然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該 前 項 の規定にか かわらず、 同項に規定する被災世帯が 二百万円 (大規模半壊世帯にあっ 同 世 帯 0 自 \mathcal{O}
- 万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、六百4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯

最も高

いものを加えた額とする。

ては、

百万円)

に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち

- 帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。支援金の額は、五十万円に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する
- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
- 三 その居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯 五十

万円

然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自

- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
- て「公営住宅」という。)を除く。)を賃借する世帯 五十万円三号)第二条第二号に規定する公営住宅(第五項第三号におい三 その居住する住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十
- 最も高いものを加えた額とする。
 は、五十万円)に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあって然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の
- 万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。 であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯
- 定める額とする。
 支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する
- | その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
- 三 その居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯 二十
- 然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自

6

五万円

項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。 世帯主に対する支援金の額は、<u>五十万円に</u>当該世帯が該当する同

7 円 読み替えるものとする。 とあるのは「七十五万円」と、第二項中 及び第五項中 前項までの規定を準用する。 「三百万円」 単 と、 数世帯の世帯主に対する支援金の額については、 前 二項中 と 「二百万円」とあるのは 第四項中 「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」 「六百万円」とあるのは この場合において、 「百五十万円」と、 「四百万円」とあるのは 第二項、 四四 第二項 「百万円」 百五十万 第三項 んから لح 7

(国の補助)

分の二に相当する額を補助する。及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の三第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額

世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定

める額のうち最も高い額とする。

のは とあるのは「三十七万五千円」と、 二十五万円」 及び第五項中 前項までの規定を準用する。 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、 「百五十万円」 と、 「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円 第五項中 と、 第四項中 「二十五万円」とあるのは「十八万七 この場合において、 「三百万円」とあるのは 第二項中 「二百万円」とある 第二項、 第二項 第三項 一二百 か 5

(国の補助)

千五百円」と読み替えるものとする。

分の一に相当する額を補助する。及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額

〇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)(附則第三条関係)

| | (傍線部分は改正部分) |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| (被災者生活再建支援金に係る補助の特例) | (被災者生活再建支援金に係る補助の特例) |
| 第五条の二 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第 | 第五条の二(被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第一 |
| 三条第一項に規定する支援金であって、平成二十三年三月十一日 | 三条第一項に規定する支援金であって、平成二十三年三月十一日 |
| に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第 | に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により同法第二条第一 |
| 二号に規定する被災世帯となった世帯の世帯主に対するものに係 | 二号に規定する被災世帯となった世帯の世帯主に対するものに係 |
| る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同 | る国の補助についての同法第十八条の規定の適用については、同 |
| 条中「三分の二」とあるのは、「五分の四」とする。 | 条中「二分の一」とあるのは、「五分の四」とする。 |
| 2 (略) | 2 (略) |